

# 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

平成24年4月2日

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

## 1 調査の趣旨

本制度における調査は、事業者が自らの責任で公表しようとする情報について、知事が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うために実施するものとする。

## 2 調査の対象等

報告・調査・公表の対象となるサービス、事業所及び調査の方法については、毎年度策定する報告・調査・公表計画において定めることとし、調査については、下記の場合に実施することとする。

- (1) 事業者自ら調査を希望する場合
- (2) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (3) その他調査が必要と認められる場合